

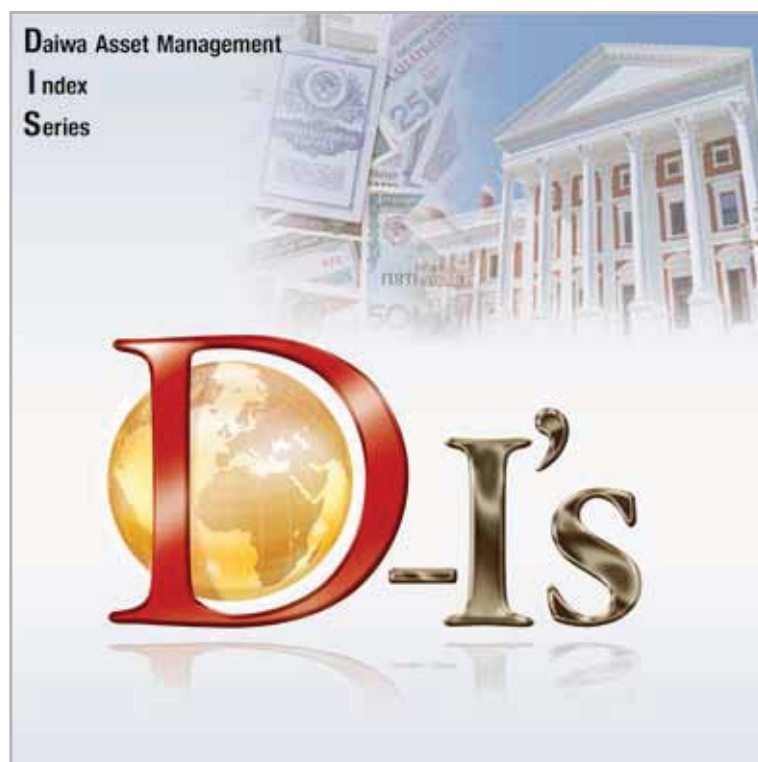
投資信託説明書(交付目論見書)

2014年10月1日

D-I's 新興国債券インデックス

追加型投信／海外／債券／インデックス型

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]
大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
三井住友信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	債券	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年1回	エマージング	ファミリー ファンド	なし	その他(JPモルガン ガバメント ボンド・インデックス ー エマージング・マーケツ グローバル ダイバーシファイ ド(円換算))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和証券投資信託委託株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	13兆3,475億円
(平成26年7月末現在)	

- 本文書により行なう「D－I's 新興国債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成25年11月22日に関東財務局長に提出しており、平成25年12月8日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

ファンドの目的

- 1 新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざします。

ファンドの特色

-  新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

- ◆ JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）について

- JPモルガン社が算出し公表している債券指数で、新興国の政府が現地通貨建てで発行する債券で構成されています。米ドルベースの指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
- 外国人投資家に対して著しい不利益を与えうる制度等がある国は除外されています。
- 国別構成比率に、1か国当たりの上限を設けており、分散が図られています。
- 平成26年7月末時点の構成国は以下の通りです。

ブラジル、チリ、コロンビア、ハンガリー、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、タイ、トルコ

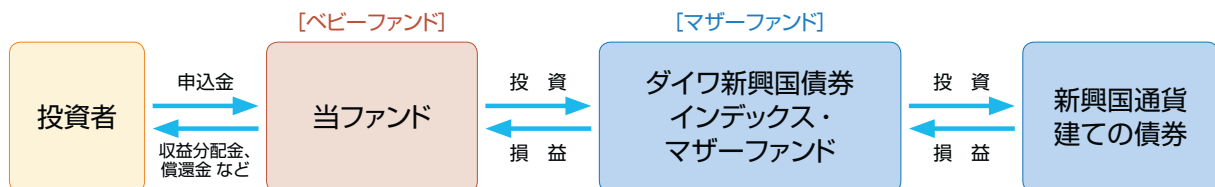
（※）上記はインデックスの構成国であり、ファンドは上記すべてに投資するとは限りません。実際の運用は、指数の国別構成比率と異なります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、「ファンドの特色」の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年7月5日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

【分配方針】

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限りします。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス — エマージング・マーケット グローバルダイバーシファイド（円換算）の動きに連動する投資成果をあげることがをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・ 指数構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるとは限らないこと
- ・ 債券の組入比率が100%でないこと
- ・ 基準価額の算出に使用する債券の評価価格と、指数の算出に使用される債券の評価価格が異なること
- ・ 基準価額の算出に使用する為替レートと、指数の算出に使用される為替レートが異なること
- ・ 信託報酬や税金等の負担
 - ※新興国においては、先進国と比較して、ファンドが負担する税金、売買に伴う費用（取引執行コストなど）が高くなる傾向があります。
- ・ 追加設定および解約に対応した債券の約定価格と指数の算出に使用される価格が異なること
- ・ 債券先物取引等を利用した場合、先物価格と債券価格の値動きが異なること
- ・ 債券および債券先物取引等の最低取引単位の影響
- ・ 債券または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
- ・ 指数の構成銘柄の変更による影響

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

公社債の 価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

2014年7月31日現在

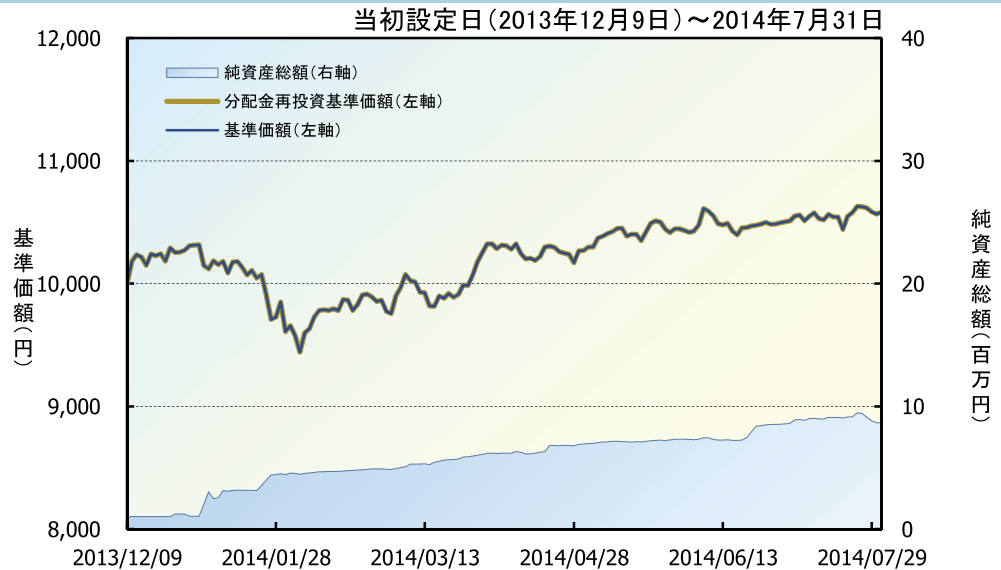
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,582円
純資産総額	8百万円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	0.9%
3カ月間	3.1%
6カ月間	9.6%
1年間	-
3年間	-
5年間	-
設定来	5.8%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 14年7月									
分配金	0円									

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

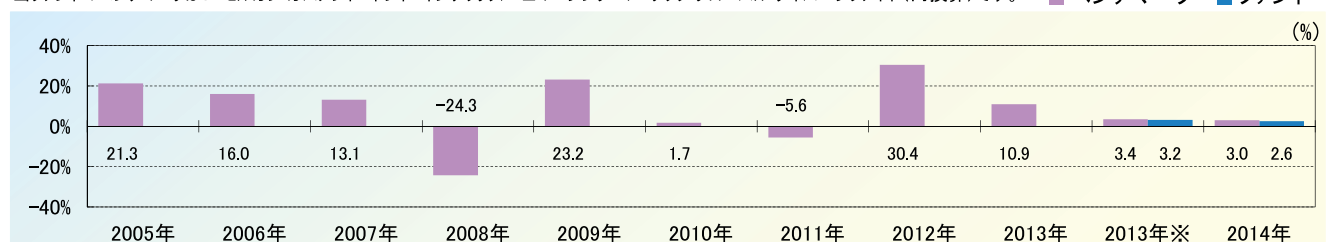
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値		組入上位10銘柄	償還日	比率
外国債券	179	95.3%	マレーシア・リンギット	10.1%	直接利回り(%)	7.0	Colombia Government International Bond	2015/10/22	2.3%
			南アフリカ・ランド	10.1%	最終利回り(%)	6.4	Brazil Letras do Tesouro Nacional	2016/01/01	2.1%
コール・ローン、その他		4.7%	トルコ・リラ	10.1%	修正デュレーション	4.7	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2026/12/21	2.0%
合計	179	100.0%	メキシコ・ペソ	10.0%	残存年数	6.8	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F	2017/01/01	1.5%
債券種別構成		比率	ポーランド・ズロチ	10.0%	格付別構成	比率	Thailand Government Bond	2019/06/13	1.5%
国債		95.3%	ブラジル・レアル	9.9%	AAA	－	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2017/09/15	1.4%
			ロシア・ルーブル	8.2%	AA	－	Colombia Government International Bond	2021/04/14	1.4%
			インドネシア・ルピア	7.6%	A	39.0%	Brazil Letras do Tesouro Nacional	2016/07/01	1.3%
			タイ・バーツ	6.9%	BBB	54.1%	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2020/01/15	1.3%
			その他	17.2%	BB	6.9%	Turkey Government Bond	2023/03/08	1.2%
合計		95.3%	合計	100.0%	合計	100.0%	合計		15.9%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)です。 ■ ベンチマーク ■ ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2013年※は設定日(12月9日)から年末、2014年は7月31日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 受 付 中 止 日	ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行のいずれかの休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
購 入 の 申 込 期 間	平成25年12月9日から平成27年3月30日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消することがあります。
信 託 期 間	平成25年12月9日から平成40年7月5日まで 受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰 上 償 還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）が改廃された場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年7月5日（休業日の場合翌営業日）
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ（ http://www.daiwa-am.co.jp/ ）に掲載します。
運 用 報 告 書	運用報告書（平成26年12月1日以降は、重要な事項を記載した交付運用報告書）を毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用		
購 入 時 手 数 料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は2.16%（税抜2.0%）です。	
信 託 財 産 留 保 額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運 用 管 理 費 用 （ 信 託 報 酬 ）	毎日、信託財産の純資産総額に対して年率0.648%（税抜0.60%） ※運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。	
（ 委 託 会 社 ）	年率0.285%（税抜）	※左記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
（ 販 売 会 社 ）	年率0.285%（税抜）	
（ 受 託 会 社 ）	年率0.03%（税抜）	
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

（注）所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※上記は、平成26年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

大和投資信託

Daiwa Asset Management